

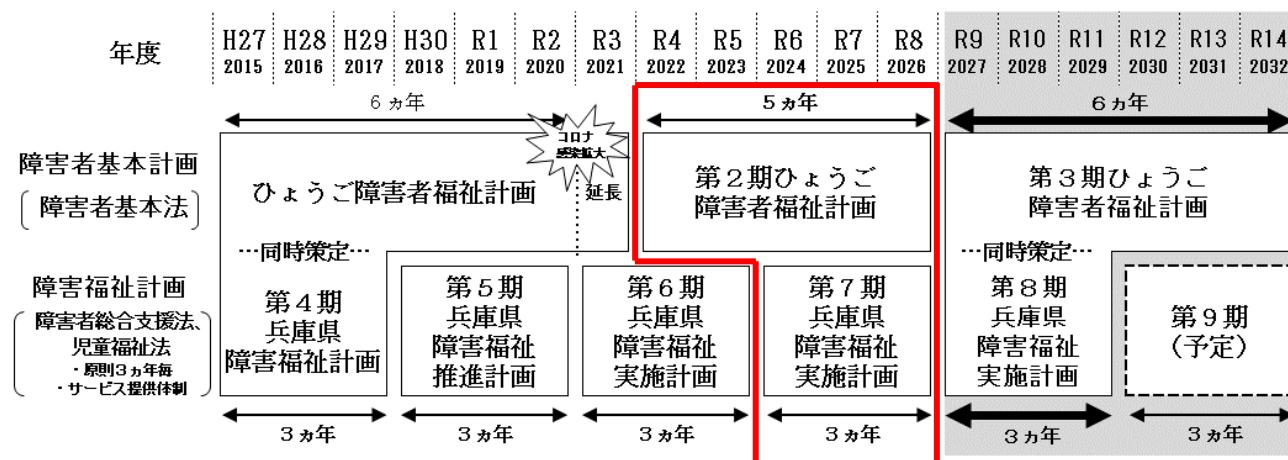
ひょうご障害者福祉計画、障害福祉実施計画の改定方針について（案）

1. ひょうご障害者福祉計画、兵庫県障害福祉実施計画について

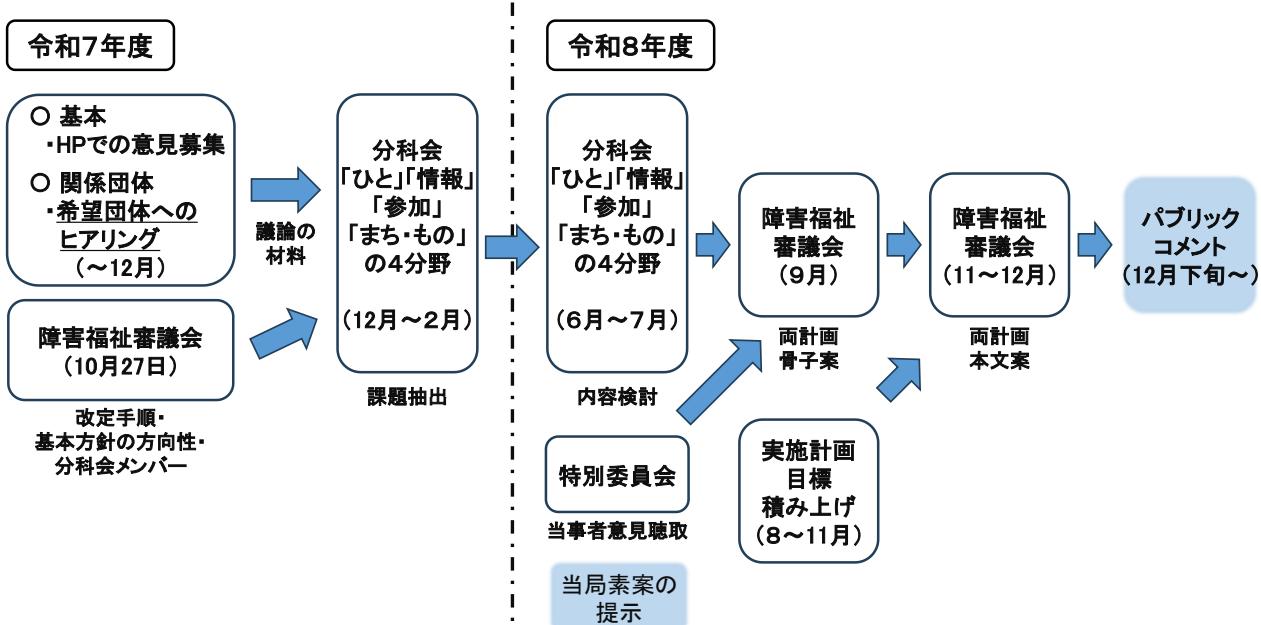
計画	根拠法	概要	計画期間
ひょうご障害者福祉計画	障害者基本法	・県の障害福祉施策の進める基本の方針や目標を示す。	6年
兵庫県障害福祉実施計画	障害者総合支援法 ・児童福祉法	・県における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な見込み量と確保方策を定める。	3年

2. 今回の改定の概要

令和8年度末で計画期間が終了する「第2期ひょうご障害者福祉計画」と「第7期兵庫県障害福祉実施計画」を同時に改定する。



3. 改定手順（案）



(1) 概要

- ・令和7年度から令和8年度の2か年で改定作業を行う。
- ・手順は基本的に前回の改定(令和元年度から3年度 *新型コロナ禍のため1年延長)
と同じ。
- ①障害当事者からの意見を、ホームページなどを通じて広く募集する（実施中：資料3-2）。当事者の団体から希望があればヒアリングで直接意見を聞く。
- ②令和7年度から令和8年度にかけて開催する分科会で、改定に向けた具体的な議論を行う。（詳細は（2）で後述）
- ③令和8年度には、障害者差別解消についての意見交換を行っている「障害者委員会」の委員（当事者団体や家族団体の役員等）に「特別委員」として審議会に参加してもらう。また、特別委員の意見を聞く場として「特別委員会」を開催する。
- ④分科会、特別委員会での議論をもとに、令和8年度の第1回審議会で2つの計画の骨子案を、第2回審議会で本文案を議論する。
- ⑤最後に、パブリックコメントで県民からの意見を広く聞く。

(2) 分科会について

- ・前回同様、上位の計画である「ユニバーサル社会づくり総合指針」の5つの基本的方向に基づく、「ひと」、「参加」、「情報」、「まち・もの」の4分野で開催する。
- ・令和7年度に各分野1回（「まち・もの」は2回）、令和8年度は各分野1回開催する。
- ・それぞれの分科会では、国の第5次障害者基本計画の各論の11分野（資料3-3）をもとに各分野の現状や課題を議論し、審議会本体での議論の道筋を導きだすことを目的とする。

分野	各分野がめざす社会像 (第2期ひょうご障害者福祉計画)	国計画の各論の分野
ひと	全ての人が、人格と個性を尊重され、ともに理解を深め支え合う社会	「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「教育の振興」
参加	全ての人に、情報の取得や利用等の手段が確保され、互いの理解と思いが通い合う社会	「雇用・就業、経済的自立の支援」、「行政における配慮の充実」、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「国際社会での協力・連携の推進」
情報	全ての人が持てる力を發揮し、多様な社会参加ができる社会	「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「防災・防犯の推進」
まち・もの	全ての人が、自らが選ぶ場所で安全に安心して豊かに生活することができる社会	「安全・安心な生活環境の整備」、「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「保健・医療の推進」

- ・現時点の分科会メンバー案は資料3-4のとおり。別途、参加の可否や参加分野について意向確認を行う。

(3) 特別委員会について

以下の方々（「障害者委員会」委員）に、特別委員として、令和8年度に開催する特別委員会への参加を依頼する予定。

〈令和7年度 障害者委員会委員〉

氏名	職名
大谷 武	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会会長
増田 雅博	特定非営利活動法人兵庫県難聴者福祉協会理事長
八十川 一三	兵庫県肢体障害者福祉協会副会長兼事務局長
鄭 正秀	一般財団法人兵庫県肢体不自由児者協会理事長
小山 京子	兵庫県重症心身障害児（者）を守る会会長
山口 英治	兵庫県知的障害者施設家族会連合会会長
小川 栄次郎	兵庫県自閉症協会事務局長
宮本 幸代	兵庫県LD親の会「たつの子」代表
久村 恵美	特定非営利活動法人ピュアコスモ理事長
藤原 久美子	障害者問題を考える兵庫県連絡会議事務局 (障害者差別解消担当)

4. 次期ひょうご障害者福祉計画の基本理念について

現行計画の基本理念を、次期ひょうご障害者福祉計画においても、引き続き基本理念とする。

（考え方）

- ・現行計画の基本理念は以下の3点。

基本理念	内容
共生社会の実現	全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会の実現
自己決定の尊重	全ての人が、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現
その人が望む生活 (社会参加の機会) の尊重	全ての人が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

- ・これらは、国の第5次障害者基本計画の基本理念と合致しており、障害福祉施策を進める基本的な方向性として適切なものと考えられる。
- ・よって、次期計画においても、引き続き基本理念とする。

（参考：第5次障害者基本計画の基本理念）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

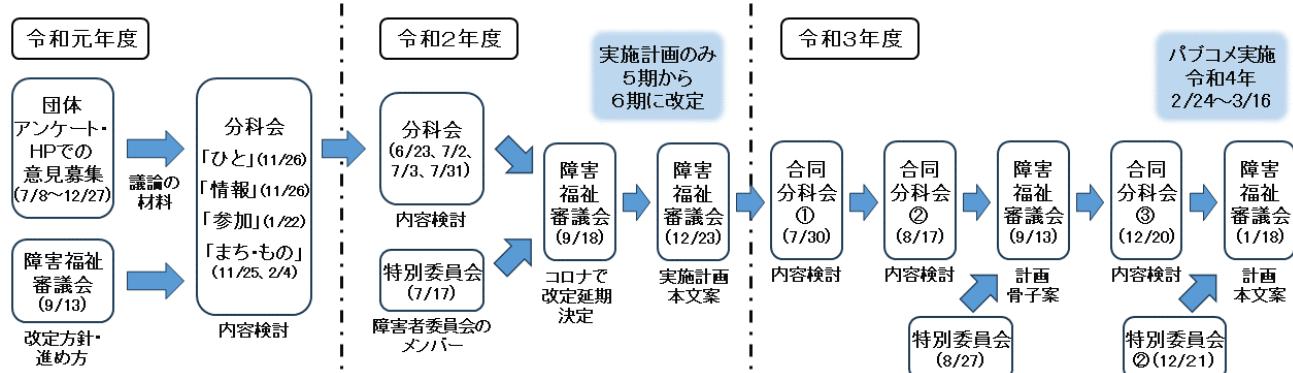
5. 計画の改定にあたって留意すべきキーワードについて

計画の改定にあたって留意すべきキーワードとして「心のバリアフリー」を提案する。

(考え方)

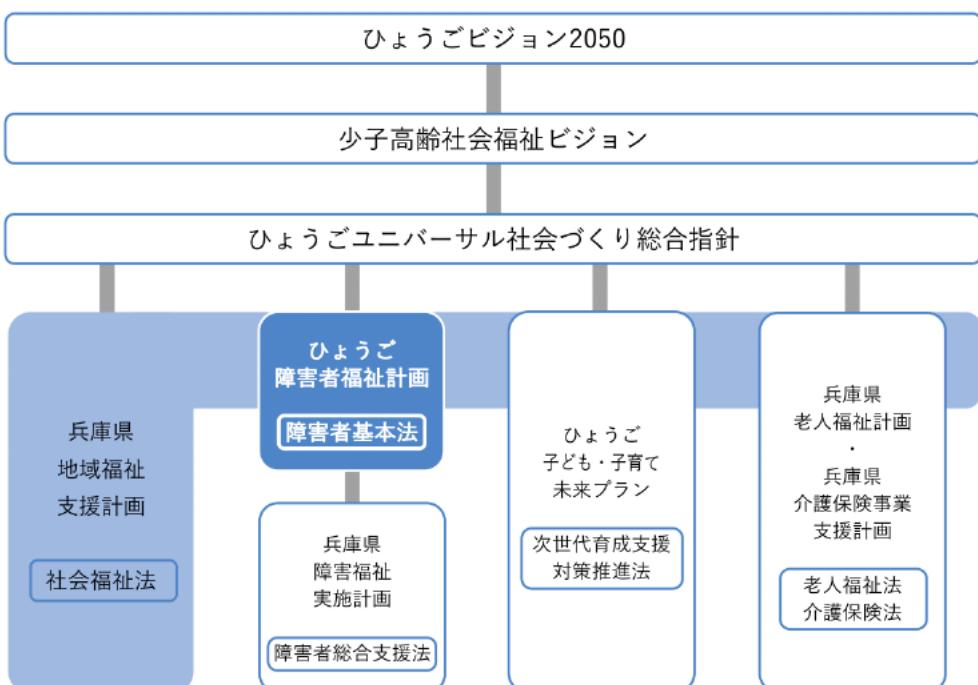
- ・「心のバリアフリー」は東京パラリンピック 2020 を契機に定められた国「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」で提唱された考え方で、現行のひょうご障害者福祉計画にも関連施策が既に記載されている。
- ・しかしながら、令和6年7月の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受けてとりまとめられた、国「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」において、取り組むべき事項として「心のバリアフリー」の取組の強化があげられている。(資料3-5)
- ・今後、各府省庁において諸施策が検討・実施され、次期障害者基本計画などにも反映されることが見込まれることから、今回の計画改定に向けた議論で留意すべきキーワードとする。

参考1 前回（令和元年～3年度）の改定手順



参考2 兵庫県におけるひょうご障害者福祉計画の位置づけ

障害福祉分野の計画体系



あら 新たな「ひょうご障害者福祉計画」

さくてい む い けん ぼしゅう 策定に向けた 意見募集

ねん
2025年
12/26まで
うけつけちゅう
受付中

けん しょうがいしゃ せ さく すいしん きほん
県では、障害者施策を推進していくための基本となる
「ひょうご障害者福祉計画」の見直しに取り組みます。

あら けいかく さくてい む げんざい しょうがい ひと かか
新たな計画の策定に向け、現在、障害のある人が抱えてい
かだい もんだい と ま じょうきょう こんご けん しょうがいしゃ せ さく たい
る課題や問題、取り巻く状況、今後の県の障害者施策に対す
い けん など きか
るご意見等をお聞かせください。



しょうがい ひと かぞく しえん ひと
障害のある人や、ご家族、支援をされている人はもちろん、
しょうがい ひと いけん など よ
障害のない人も、ご意見等をお寄せください。



いけん など らん きさい
ご意見等がある欄への記載だけでかまいません。



なまえ れんらくさき こじんじょうほう きさい ふよう
お名前や連絡先など個人情報の記載は不要です。



ふだん せいかつ なか しょうがい ひと と ま じょうきょう
普段の生活の中で、障害のある人を取り巻く状況について、
もんだい かん ぎやく よ かん こんご
問題だと感じることや、逆に良いと感じるところ、今後
おも き
こうなってほしいと思うことなどをお聞かせください。

かいかつ ひつよう ぐたい こま かくそうだんまどぐち
(いますぐ解決が必要な具体的なお困りごとは、こちらではなく各相談窓口へ
うそだん ご相談ください。)



いけん など あたら けいかく ないよう ぎるん さい
いただいたご意見等は、新しい計画の内容を議論する際の
しりょう かつよう
資料として、活用します。

ていしゅつ ほうほう 提出方法

でんし ていしゅつ
① 電子フォームから提出:

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1758158955992>

でんし に じげん
電子フォームはこちらの二次元コードからも
アクセスできます→



でんし ていしゅつ
② 電子メールで提出: shougaika@pref.hyogo.lg.jp (兵庫県 障害福祉課 障害政策班 あて)

でんし ていしゅつ
③ ファックスで提出: 078-362-3911 (兵庫県 障害福祉課 障害政策班 あて)

ゆうそく ていしゅつ
④ 郵送で提出: 〒650-8567 (住所不要) 兵庫県 障害福祉課 障害政策班 あて



あら
新たな「ひょうご障害者福祉計画」策定に向けた意見等

げんざいかか 現在抱えている課題や問題点、逆に良い点、伸ばしてほしい点など、ご自由にお書きください。
かだい もんだいてん ぎやく よ てん の てん じゅう か
ふくすうまい かま いけんなど らん きさい
さい。(複数枚になっても構いません。意見等がある欄だけの記載でかまいません。)

目標区分	意見、課題等
<p>「ひと」 分野</p> <p>すべての人が、人格と個性を尊重され、ともに理解を深め支え合う社会をめざす</p>	
<p>「参加」 分野</p> <p>すべての人が、持てる力を発揮し、多様な社会参加ができる社会をめざす</p>	
<p>「情報」 分野</p> <p>すべての人に、情報の取得や利用等の手段が確保され、互いの理解と思いが通じ合う社会をめざす</p>	
<p>「まち・もの」 分野</p> <p>すべての人が、自らが選ぶ場所で、安全に安心して豊かに生活することができる社会をめざす</p>	

<ご回答いただいた方について教えてください> (当てはまるものに□)

どんな方ですか？	<input type="checkbox"/> 障害当事者 (<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 障害当事者の家族 <input type="checkbox"/> 支援者・支援者団体・事業所 <input type="checkbox"/> その他
ご年代は？	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

【提出先】兵庫県 障害福祉課 障害政策班あて

● 電子メールの場合: shougaika@pref.hyogo.lg.jp

● ファックスの場合: 078-362-3911

● 郵送の場合: 〒650-8567 (住所不要) 兵庫県障害福祉課障害政策班あて

● 電子フォームから提出する場合: 二次元コードからもフォームにアクセスできます→

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1758158955992>



第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 **令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限發揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進

5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興

9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に關し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不斷に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

Ⅴ 各論の主要内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人とない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働く環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

等

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人事研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的な事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。
研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

2 取り組むべき事項（続き）

（3）ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

- 優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要
- インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき
- 偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人とない人が共に働く環境を整備すべき
- 障害に関する正しい知識を普及することが必要
- 精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要
- 多くの人は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用
- 特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築
- 障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開
- 雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開
- 重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援
- 国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発
- 医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成
- 障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進
- 精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援
- 職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成
- 精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討
- 障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施
- 人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施
- 人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

- 各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討
- その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

- 障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ
- 障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映